○ 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

て発送されたものに該当するか否かの別売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛ていう。同号において同じ。)により購入された後、当該貨物の販販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものを

という。 当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより 当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約 る手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて O販売される方法 申込みの意思表示を販売者に対して行 商品を購入する者 その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて が その使用に係る電子計算機の (以下この号及び次号にお V 映像面に表示され カゝ ~つ、 いて 当該販売者 「購入者 商品

(新

その通信

:販売

七

は名称

・フォー

使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラッ

ムを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しく

名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の

の申込み又は承諾の意思表示を行うも

多数の者に商品に係る販売条件を提示し、

カュ

つ、

購入者が販売者

ののを

対し

て売買契約

0)

て提供される場であつて、

当該場において、

販売者が不特定か

理により構築され、

事業者その他の者により単独で又は共同

(電子計算機を用いた情

おいて利用されたプラットフォーム

貨物が前号に規定するものに該当する場合には、

設

八 省 略

2 は、 とい け 0 を置くことの承認) である外国 |及び |貨物に係る法第六十一条の四 承 書の規定の適用を受ける貨物 法第 ればならない。 「認) 、 う。 お 価格を前項 四 1条第一 0) て読 を輸入しようとする者は、 規定による税関長の承認を証する書類を税関に提 貨物の品 み替えて準用する法第四十三条の三第一項 項 ただし、 の輸入申告書に併せて記載するとともに、 第二号 又は法第六十二条の十 名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数 (課税物件の 当該保税製品が特例申告貨物である場合 (保税蔵置場についての規定の準用 (以下この項において「保税製品 当該保税製品に使用した原料 確 定の時期) (外国貨物を置くこと等 に係る同項ただ (外国貨物 示しな 当 |該外 2

告すべき数量及び価格

申

この

限りでない。

第 五十九 該貨物の る貨物の 条の二 数量 正味の数量とする。 は、 第五十八条第一 財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当 号又は前条第 項 第 号の二 . 掲げ

2 港 ては、 こついては、 価格とする。 における本船甲板渡し価格 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、 T該貨物 これに準ずる条件による価格とし、 が 当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこ 特 例申告貨物である場合を除く。 とし、 前条第 (航空機によつて輸出される貨物に 項 第 号の二 無償で輸出される貨物 当該貨物の 一に掲げる貨物 及 び 同 条第 本邦の輸 0 項 れ 価 に 格 0 出 2

几 外国 定する保 条から第四 、る課 貨物 税 価 0 税 格 条の九まで 課税標準に相当する価格は 製 に 밆 相当する 特 例申 (課税価格の計算方法) 価格とする。 -告貨物を除 これらの貨物の定率 0 原 原料とし 0) 規定により計 使用され -法第

3

前条第

項

第

号

0

一に掲げる貨物の

価格

(当

「該貨物が

特例

申告

五. 同 上

告貨物である場合は を税関に提示しなければなら 貨物を置くこと等の 国貨物に係る法第六十 量及び価 である外国貨物 という。 L 書の規定の適用を受ける貨物 法 項 第四 (外国貨物を置くことの承認))を輸入しようとする者は、 |格を前| 条第一 項の の品 項第二号 承認) 輸入申告書に併 名並びに当該外国貨物の この 一条の四におい (課税物件 限りでな 0 ない。 規定による税関長の (以下この項にお ただし、 .. の せ 当該保税製 又は法第六十二条の十 確 て準用する法第四十三 て記載するとともに、 定 0 課税 当該 時 期) 承認 標準 品に 保税製品 ĺ١ て に 十に相当 係る同 を証 使用 「保税製品 品が特例 する書 した原料 一条の三 当該 「する数 頂ただ (外国 申 類 外

(申告すべき数量及び価 格

第五 物の数量は 物 0 十九条の二 正味の数量とする。 財務大臣が貨物の 第五十八条第 一号又は 種類ごとに定める単位による当該貨 前 条第 項 第 号に掲げる貨

港に 第四 税価格に相当する価格とする 0) については、当該貨物が有償で輸出さ 11 、特例申告貨物を除く。 第五 価 ては、これに準ずる条件による価格とし、 |条の 「格とする。) とし、 おける本船甲板渡し 十八条第 九 まで 一号に掲げる貨物の価 (課 税価格の計 前 価 条第 0) 格 価 (航空機によつ 算方 格 は 項 法 第 格 当該貨物の れるものとした場合のこれら は、 号及び第 0 規定により計算される課 て輸出される貨物 無償で輸出される貨物 当該貨物の 定率 項 法第四条 に掲げる貨物 本邦 0) から 輸 に 0 出

3 前 条第 項 第 号に掲げる貨物 (特例申告貨物に限る。 が無償

4・5 (省略)	する。	き定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格と	貨物であつて、無償で輸入される場合に限る。)は、当該貨物につ
4・5 同 上		法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格とする。	で輸入される場合における当該貨物の価格は、当該貨物につき定率